

福岡都市計画地区計画の決定（大野城市決定）

都市計画月の浦地区地区計画を次のように決定する。

名 称		月の浦地区地区計画
位 置		大野城市月の浦二丁目、月の浦三丁目及び月の浦四丁目地内
面 積		約30.4 ha
地区計画の目標		<p>当地区は大野城市の南西部に位置し、牛頸土地区画整理事業により整備された低層住宅地である。また、月の浦二丁目地区地区計画区域、月の浦西地区地区計画区域に隣接しており、連担して低層戸建住宅地として良好な住環境を形成している。</p> <p>本地区計画は、住宅地としての良好な環境を高度に維持することを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	用途の混在や敷地の細分化を防ぎ、周辺地域との調和を図りつつ、低層住宅地として秩序ある土地利用を目指す。
	建築物等の整備の方針	低層戸建住宅市街地としての良好な環境を形成し、保全する。
地区整備計画	建築物に関する事項	<p>建築物の用途の制限</p> <p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 長屋 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 公衆浴場
		<p>建築物の敷地面積の最低限度</p> <p style="text-align: center;">200㎡</p>

		<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の敷地の地盤面の高さは、造成工事竣工時の高さより変更してはならない。ただし、整地、造園、車庫の設置等のための必要最低限度の変更はこの限りではない。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は、原色を避け、周囲と調和がとれた落ち着いたものとする。 3 工作物の高さは、平均地盤面の高さから7mを超えてはならない。ただし、擁壁はこの限りではない。 4 次の各号の一に該当する広告物、看板類（以下「広告物」という。）は、設置してはならない。ただし、本地区計画区域内の不動産分譲のための広告物で一時的なものについてはこの限りではない。 自己の名称や商標等自己の用に供する以外のもの 屋上、塔屋及び屋根面に設置又は直接表示するもの 窓面を利用するもの 5 広告物を掲出する高さは、平均地盤面の高さから7mを超えてはならない。 6 広告物は、道路の境界線から1.0m後退した線を越えてはならない。ただし、地上に設置する移動可能な広告物及び突出広告物はこの限りではない。 7 自動車を有する者は、自己の区画内に自動車の保管場所を確保しなければならない。ただし、区画外に保管場所を有する者はこの限りではない。 8 敷地内に設置された電柱を道路及び水路等に移設してはならない。
		<p>かき又はさくの構造の制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に面するかき又はさくは、地盤面の高さから0.6mを超える部分は、生垣又はフェンス等の開放性を妨げないものとする。 2 かき又はさくの高さは、地盤面の高さから1.5mを超えてはならない。ただし、生垣の場合はこの限りではない。
<p>備</p>	<p>考</p>		

「区域は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり